

6月17日より、流入車規制適合車等標章（ステッカー） 交付手続き“第1期”が始まりました

平成20年6月17日より、大阪府流入車規制適合車等標章（ステッカー）の交付手続きが始まりました。このステッカーは、平成21年より実施される、大阪府流入車規制に関連して、適合車に貼付が義務付けられるものです。

ステッカーの交付手続きは、2回に分けて行われ、第1期はこの6月17日から始まっております。第1期の交付手続き期間は6月17日より7月17日まで受け付けられております。日頃、大阪府で適合車をご使用されておられる皆様におかれましては、お早い目の交付手続きをお奨めいたします。

交付するステッカーの種類

適合車用ステッカーのみ

（経過措置車用ステッカーについては第2期（9月頃受付開始予定）から交付します。）

交付請求ができる人

対象自動車の所有者または使用者

（法人の場合は、当該法人の代表者が交付を請求します。また、代表取締役の印（丸印）を押印します。）

ただし、法人の場合は、代表者に代わり、条件を満たす役員者、従業員が交付を請求することもできます。

（下記、URL参照）

ステッカー交付の手続き

提出書類を郵送により、下記の提出先へ送付してください。

（なお、ステッカーの請求数が100枚を超える場合で特に持参による提出を希望する場合は電話で申込みを承りますので、下記の持参希望の申込先までご連絡ください。但し、大阪府の所在地と異なります。）

【提出書類】

自動車一台ごとに、

- 適合車等標章交付請求書（下記URLで入手可能）
- 自動車検査証（写）（または登録事項証明書現在記録（自動車検査証の備考欄の情報が記載されているものに限る。））

1回の請求ごとに、

- 返信用封筒（切手貼付）

車検証による規制適合の確認方法

車検証の備考欄に自動車NOx・PM法における排出基準の適否、使用可能最終日などが記載されています。

記載内容に応じて、府域の対策地域へ発着可能かどうか判断できます。（詳細については、自動車NOx・PM法パンフレット（環境省）をご覧ください。）

<車検証備考欄の記載内容と規制適合との関係>

「使用車種規制（NOx・PM）適合」

府の対策地域内を発着できます。

「この自動車は、平成 年 月 日以降の有効満了日を越えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

有効満了日まで府の対策地域内を発着可能です。

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

府の対策地域内を発着することができません。

「NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」または記載無し。

府の対策地域内に発着するためには、自動車検査官の検査を受け、車種規制適合車であることの証明を受ける必要があります。

詳しい情報は大阪府環境管理室ホームページをご覧ください。

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/koufuseikyu.html>

（請求書書式も左記ページにございます）

ISO14001:2004 環境マネジメントシステム認証取得
国土交通省近畿運輸局長表彰 環境保全優良指定民間車検工場

 株式会社田辺商店

〒563-0035 池田市豊島南2丁目674-1

TEL : (072)761-9253 (代表) FAX : (072)762-6069

<http://www.tanabeshouten.com> / E-mail: info@tanabeshouten.com

